

那珂川町訓令第21号

本 庁  
出先機関

那珂川町予定価格等公表実施要綱を次のように定める。

令和6年10月10日

那珂川町長 福島泰夫

### 那珂川町予定価格等公表実施要綱

#### (趣旨)

第1条 この訓令は、那珂川町の入札契約事務の透明性及び競争性を高めるとともに公共工事に関する町民の信頼を高める観点から、一般競争入札、指名競争入札及び見積合わせ（以下「入札等」という。）における建設工事及び建設関連業務委託（以下「工事等」という。）の予定価格の公表並びに町が発注する工事等、物品購入、物件の借入及び建設関連以外の業務委託（以下「建設工事等」という。）の入札結果等の公表について必要な事項を定めるものとする。

#### (公表の対象及び時期)

第2条 工事等の予定価格の公表は、設計額50万円以上の工事等を対象とし、入札等の執行前に行う（以下「事前公表」という。）ものとする。ただし、事前公表することにより最低制限価格を類推し、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること、建設業者等の見積努力を損なわせること等の問題が生じる恐れがある場合は、事前公表の対象としないものとする。

2 設計額が5,000万円以上の建設工事のうち、町長が特に必要と認めるものは、落札者の決定をした日の翌日（その日が那珂川町の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その翌日。以下「落札者決定後」という。）に行う（以下「事後公表」という。）ものとする。

3 前項の規定にかかわらず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第7号に該当し、1者による随意契約とするときは、公表の対象から除くものとする。

4 建設工事等の入札結果等の公表は、設計額又は支出予定額（単価契約の場合は年間支出予定額）が建設工事にあっては130万円未満、物品購入及び業務委託にあっては50万円未満のものを除き、落札者決定後に行うものとする。

5 総務課に依頼しない契約については、建設工事等を所管する課の長は、建設工事等指名・入札・随意契約状況調書（様式第1号。以下「調書」という。）を作成し、その写しを総務課長に送付しなければならない。

（公表の方法）

第3条 工事等の予定価格は、事前公表の場合は、次に掲げる方法により公表するものとし、事後公表の場合は調書の閲覧により公表するものとする。

- (1) 一般競争入札のときは、入札公告に当該入札の予定価格を記載する。
- (2) 指名競争入札のときは、当該指名競争入札の執行通知に当該入札の予定価格を記載する。
- (3) 建設工事で設計額50万円以上130万円未満の時は、調書の閲覧により行うものとする。

2 建設工事等の入札結果等の公表は、落札者決定後から調書の閲覧により行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、町長は、公表事項の全部又は一部について、町ホームページ上での閲覧に供する方法によることができる。

（事前公表するときの入札の条件）

第4条 予定価格を事前公表する入札については、入札の執行回数は1回とし、落札者がいない場合は入札を中止する。なお、一般競争入札に付する場合は入札公告又は入札説明書に「入札執行回数は1回とする。」と明示するものとする。

また、指名競争入札に付する場合は、入札通知書に「入札執行回数は1回とする。」と明示するものとする。

- 2 予定価格を超える額の入札については、無効とする。
- 3 予定価格を事前公表する工事等の入札参加者は、入札に際し工事費内訳書（建設工事関連業務委託の場合は委託費内訳書。以下「工事費内訳書等」という。）の提出を求めるものとする。この場合において、工事費内訳書等を提出しなかった者の行った入札は無効とする。

4 入札参加者は、自らの意思により入札を辞退することができる。

(公表の期間)

第5条 工事等の予定価格の公表期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事前公表のときは、公告又は指名通知の日から翌年度の末日までとする。

(2) 事後公表のときは、落札者決定後から翌年度の末日までとする。

2 入札結果等の公表の期間は、落札者決定後から翌年度の末日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、那珂川町の休日を定める条例（平成17年条例第2号）

第1条第1項に規定する休日は公表しないものとする。

(閲覧場所及び閲覧期間)

第6条 第3条の閲覧は、総務課内で行うものとする。ただし、設計額50万円以上

130万円未満の建設工事については、発注担当課内で行うものとする。

2 閲覧時間は、午前9時から午後4時00分までとする。

(閲覧の手続)

第7条 調書の閲覧をしようとする者は、閲覧者受付簿（様式第2号）に必要な事項を記入しなければならない。

(閲覧の禁止等)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) この訓令又は係員の指示に従わない者

(2) 関係書類を汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれがあると認められる者

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、予定価格等の公表に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、令和6年11月1日から施行する。ただし、この訓令の施行日前に実施した入札結果等の公表については、なお従前の例による。